

宇土市役所庁舎警備等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

宇土市役所庁舎警備等業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

この実施要領は、宇土市役所庁舎警備等業務委託の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

（１）委託件名

宇土市役所庁舎警備等業務委託

（２）業務仕様

「宇土市役所庁舎警備等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（３）委託期間

①委託期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３６月）とする。

②準備期間は、契約締結日の翌日から委託期間開始日前日までの期間とし、受託者は本業務に必要なとなる人員の育成等、業務を適正に履行できる体制を整えることとし、準備期間に係る費用については受託者の負担とする。

（４）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 提案上限額

１３１，１６８，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（提案上限額内訳）

令和８年度 ４１，６０８，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

令和９年度 ４３，６８８，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

令和１０年度 ４５，８７２，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額を超える提案については、認めないため留意すること。各年度の提案上限額についても同様とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）宇土市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつその期間中に指名停止措置を受けていない者

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開

始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。

- （４）宇土市暴力団排除条例（平成２３年条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等、同条第４号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- （５）警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条に基づく都道府県公安委員会から認定を受けており、認定書の写しを提出できること。
- （６）公募開始日以前３年間に警備業法違反により、都道府県公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。
- （７）契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

５ 参加申込み・提案書等の提出

（１）提出書類及び部数

提出書類及び部数は、別紙１「提出書類の作成及び提出要領」のとおり。

（２）留意事項

副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマークは使用しないこと。

（３）提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

※持参の場合の受付時間は、午前８時３０分から午後５時まで（土日、祝日を除く）。

（４）提出先

「１１ 本件に関する照会・書類の提出先」に同じ

（５）提出期限

- ①参加申込み 令和７年１２月 ２日（火） 午後５時（必着）
- ②提案書類 令和７年１２月１６日（火） 午後５時（必着）

６ 質問の受付及び回答

（１）提出方法

質問・回答書（様式５）の質問欄に内容を簡潔に記載し、電子メールで提出とし、提出時には、電話によりメールの受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

（２）提出期限

令和７年１１月１９日（水） 午後５時（必着）

（３）提出先

メールアドレス：zaisei01@city.uto.lg.jp

「１１ 本件に関する照会・書類の提出先」に同じ。

(4) 回答方法

電子メールにより随時行い、令和7年11月25日(火)までに全ての質問に回答するものとする。なお、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を全応募事業者に周知する。

7 受託候補者の選定手順

審査は、評価委員会において定める評価基準(P5参照)に基づき、提案プレゼンテーション及び企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な事業者を受託候補者として選定する。

ただし、評価委員会で審査した結果、市が求める内容となっていない場合は、受託候補者とはしないものとする。

(1) 資格確認審査

参加申込書等の書類を審査し、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」を令和7年12月9日(火)までに、市から事業者宛メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ①日時・場所 令和7年12月22日(月)の予定 ※別途通知
- ②説明時間 プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度
- ③説明者 3名以内

(3) 審査結果について

令和8年1月5日以降(予定)に、全ての提案事業者に書面にて通知。

なお、審査の経緯及びその内容に関しては、電話、文書での問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8 全体に係る留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション時において、プロジェクター及びスクリーンは、市にて貸与することができる。それ以外の機材を使用する場合は事前に連絡すること。
- (3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出書類は、宇土市情報公開条例(平成11年条例第1号)に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (8) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに担当課へ連絡すること。
- (9) 次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする。
 - ① 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
 - ② 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
 - ③ その他、本要領に違反すると認められた場合

- ④ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑤ 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

9 契約・その他

(1) 業務委託契約

① 契約の締結

受託者として選定された者と見積合わせを行った上で契約手続きを行う。

受託者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、宇土市契約事務規則（平成14年宇土市規則第16号）に基づく契約手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

② 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定めることとする。

なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり得るが、提案が必ず仕様に反映されるわけではない。

10 実施スケジュール

	主体	内 容	期間等	備考
1	市	実施要領、仕様書公表 (募集開始)	令和7年11月10日(月)	市ホームページ
2	事業者	参加申込み	令和7年12月2日(火) 午後5時まで	持参・郵送
3	市	参加資格確認結果通知書等送付	令和7年12月9日(火)	電子メール
4	事業者	質疑の受付締め切り	令和7年11月19日(水) 午後5時まで	電子メール
5	市	質疑への回答	令和7年11月25日(火)	電子メール
6	事業者	企画提案書等の提出	令和7年12月9日(火) から 令和7年12月16日(火) 午後5時まで	持参・郵送
7	事業者	プレゼンテーション	令和7年12月22日(月)	※予定
8	市	結果通知送付・選定結果公表	令和8年1月5日以降	※予定

11 本件に関する照会・書類の提出先 [担当部署]

担当課：宇土市総務部財政課契約管財係

住所：〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51

電話：0964-22-1111（代表）、0964-27-3309（直通）

E-mail：zaisei01@city.uto.lg.jp

No.	審査項目		点数
1	業務実績に関する事項	受託実績	25
		契約不適合責任能力	
2	参考見積に関する事項	見積価格	40
		見積価格における人件費	
3	基本事項	経営知識	25
		人員体制・連絡体制	
4	業務提案内容	実施主体の適格性	100
		庁舎セキュリティ強化	
		事故防止等に対する取組	
		電話交換・総合案内業務に対する認識	
		人材育成（教育）・労務管理	
		苦情等トラブルへの対応	
		災害等緊急時の対応	
		提案者からの独自提案	
5	ヒアリング・プレゼンテーション	信頼感	10
		合計（満点）	200